

長岡市不育治療費助成事業のご案内

長岡市では、不育治療にかかる経済的な負担を軽減するため、その費用の一部を助成します。

1. 対象者

不育治療を受けた夫婦で、次の全ての条件を満たす方が対象となります（※事実婚関係にある方も対象となります）。

- ①不育治療を受けた日及び助成の申請時において、長岡市に住民登録があること
（※転入の場合は、転入後に行われた治療から対象）
- ②医療保険各法における被保険者、組合員または被扶養者であること
- ③市税を滞納していないこと



2. 対象となる治療

保険診療で受けた不育治療

※令和8年度に受けた不妊治療が対象です。

※助成の対象外：保険診療以外の治療、入院費、食事料、文書料その他当該対象治療と関係しない費用、処方箋によらない医薬品等の費用

※「長岡市妊産婦の医療費助成事業」が適用となった保険診療分は、助成対象となりません。

3. 助成限度額

対象者1人に対して1年度あたり上限10万円

※当該不育治療について、保険適用および高額療養費制度を優先します。その場合、対象経費から高額療養費等各制度の適用額を引いた自己負担額を助成します。（上限10万円）

4. 助成回数

1年度につき1回

※医療機関の書類作成に2か月前後お時間をいただく場合がありますので、早めに医療機関にご相談ください。

5. 申請期限

※**妊娠が成立した場合**は、妊産婦医療費助成の対象となる前までが、申請対象となります。治療を受けた年度の年度末（3月31日）までに申請してください。

（例）令和8年5月に妊娠し、母子手帳交付後に妊産婦医療費助成を申請した
→令和8年4月～令和8年5月末までの治療が対象。

※**不育治療を継続している場合**は、年度末（3月31日）までに申請できるよう、いったん区切って申請してください。（年度末の申請に間に合わなかった治療分は、翌年度も治療を継続している場合、翌年度の治療分と合わせて申請することができます。）

6. 申請方法

次の書類を、長岡市こども家庭センターに提出してください。（※必要に応じて、その他の書類を提出していただく場合があります。）

- 長岡市不育治療費助成金支給申請書（申請する方にご記入いただくもの）
- 長岡市不育治療費助成事業受診等証明書（医療機関や調剤薬局にご記入いただくもの）
- 不育治療を受けた医療機関や調剤薬局が発行する領収書及び診療明細書（どちらも原本）
- 助成金を支給する口座番号がわかる書類（通帳やキャッシュカードのコピー）
- 高額療養費等の医療保険給付金等がある場合は、その支給額を確認できる書類の写しや、限度額適用認定証を医療機関に提示した場合は、限度額適用認定証の写し

事実婚の方は、次の書類も提出ください。

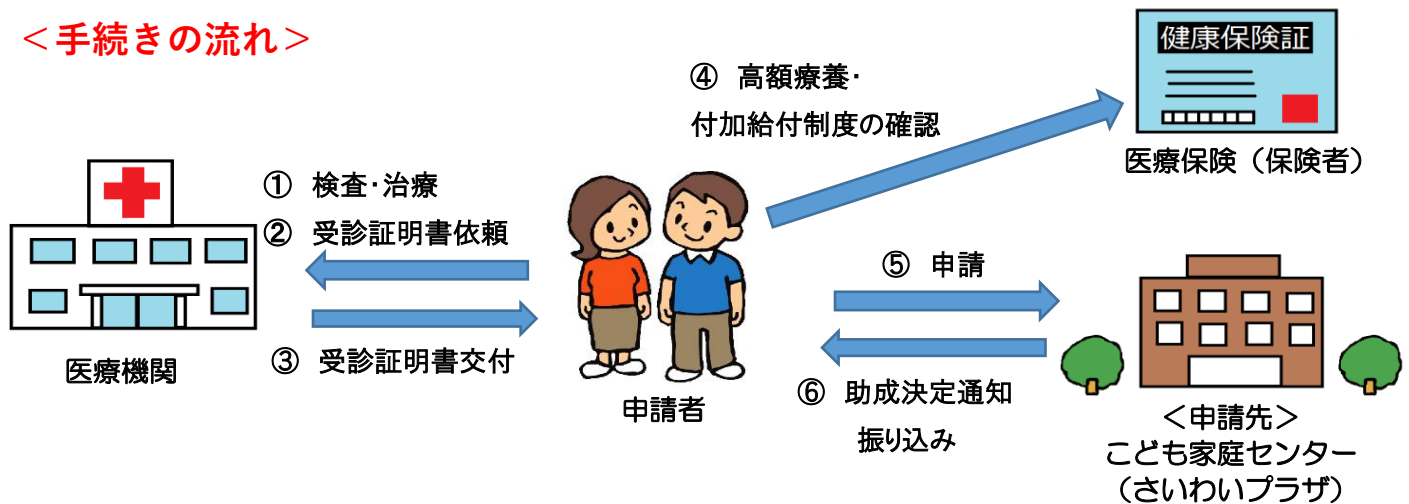
- 両人の戸籍の全部事項証明書または戸籍謄本
- 事実婚関係に関する申立書

7. 助成の決定

申請書類の審査後、不育治療費の助成の可否及び金額について決定し、「長岡市不育治療費助成支給決定通知書（または、長岡市不育治療費助成不支給決定通知書）」を郵送します。

後日、指定の口座に助成金を振り込みます。

<手続きの流れ>



問合せ先

長岡市教育委員会 子ども未来部 こども家庭センター

〒940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号

電話：0258-36-3790 受付時間：月～金 8:30～17:15（祝祭日を除く）